

「田植裁判」第3回和解協議（4月11日）

# 追いつめられた被告

## I 評価撤回を検討へ

4月11日、3回目の和解協議が大阪地裁8F、第5民事部で行われ、全面勝利に値する「I評価の撤回」の検討を盛り込んだ和解案が裁判長から提案された。

今回の和解案を報告する前に、和解協議がここまで継続されることになった経緯について一定の説明をさせていただきたい。

1回目の和解協議は1月27日に開催されたが、和解案の内容は右表のとおり、到底のめるものではなく、2月27日に和解には応じられない旨、被告および裁判長へ回答。判決へ向け、裁判が継続されるかに思われたが、後日、裁判長から森代理人へ電話があり「再度、和解協議の席に着いてほしい」との依頼がなされた。

その裁判長の求めに応じて開催されたのが、3月7日の2回目の和解協議である。

2回目の和解協議では被告が解決金をほぼ全額支払う内容となったものの、原告が求めた「I評価の撤回」については拒否の姿勢を崩さなかった。

原告として「評価の撤回」に応じない以上、判決を求める決意を新たにし、次回の和解協議（4月11日）に臨むことになった。

因みに、2回目の和解案が森代理人私案にな

っていること理由は、原告の求める解決金を支払うことは「この裁判は被告の負けですよ」と言うに等

### 和解案の変遷

1月27日（裁判長案）

- ① 評価に触れない。
- ② 解決金は支払う。
- ③ 和解内容について守秘義務を課す。

※「検討に値しない」として和解を拒否するも、裁判長から再度、和解協議を勧められる。

3月7日（森代理人私案）

- ① 評価に触れない。
- ② 解決金は支払うがその額は原告より提案する。
- ③ 和解協議の守秘義務については範囲を検討する。

※原告田植さんの勝利は確定的となったが、評価に触れないでは裁判の意味がないとの判断から、今回も和解しない方向で次回の和解協議へ臨むこととなった。

4月11日（裁判長案）

- ① I評価の撤回。
- ② 実損額の支払い。
- ③ 口外禁止なし。

しく、裁判長提案としづらいことから、森代理人が機転を利かしたものの。

4月11日の3回目の和解協議では裁判長から「(原告は) 実質、譲歩なしですよ。何故そんな金額がもらえるのか、と言うと会社が非を認めたという事しかあり得ない。多少、説明があるが自信を持って持ち帰れる内容です」との説得を受けたが、原告田植さんは評価の撤回は譲れない条件であると主張。評価の撤回を巡っては、平行線のまま終わるかに思われたが……。急転直下、敗北を認めたのだろうか、被告フィールドテクノ社がI評価の撤回を検討するとの態度へ軟化。最終的には「I評価の撤回」を盛り込んだ全面勝利と言える和解案となった。双方が持ち帰り、次回5月13日の和解協議に臨む。

なお、被告が今回の和解案を承諾すれば、原告として和解案に反対する理由は無く、必然的に和解が成立することになる。森弁護士に原稿をいただいたが、現状報告が重なることとなった。ご容赦を・・・。

# 田植裁判闘争の現段階

## ～ 和解交渉の経過 ～

弁護士 森 博行

2013年4月1日に訴訟提起して以降、丁度1年が経過しました。

これまでに9回の裁判期日が開かれ、6回目までは書面による論争が行われましたが、争点も煮詰まった今年1月10日の第6回口頭弁論期日において、裁判官より、証人尋問を行う前に和解を試みてはどうかとの勧告があり（法廷用語で「和解勧試」といいます）、以降、今日までに3回にわたって和解協議が行われました。

以下、その経過について報告します。

最初の和解協議は1月27日に行われ、①人事評価の可否には触れない、②解決金をいくりにするのか、また、和解内容の口外禁止の範囲をどうするかを原告側において検討する、との裁判所案が提示されました。①は、会社側の強い希望を受けたものであり、②は、裁判官の原告側勝訴の心証を伝えるものです。

2回目の和解協議は3月7日に行われ、当方より、①については支える会も労働組合も反対であり、したがって②以下の検討はしていない旨報告しました。これに対し、裁判官より、解決金の額を請求額の端数だけをカットした金40万円とし、和解内容の口外禁止を条件としない、という案ではどうかと強く打診してきたので、(これを代理人弁護士案ということにして) 一応持ち帰って検討することとしました。

3回目の和解協議は4月11日に行われ、当方より、本件は人事評価の是非を問う裁判であり、解決金を得るための裁判ではないので、あくまで評価が撤回されることを和解の条件にしたい旨、申し述べました。すると、意外にも会社側はその方向で検討すると返答したことから、次回期日を5月13日と取り決め、それまで回答を待つことになりました。

以上のとおりですので、もし会社側が田植氏に対するI評価を撤回し、II評価にすると回答した場合は、次回期日に和解が成立することになります。ただし、その場合の解決金の額は、賃金差額の約12万円だけとなるのはやむを得ないことと思います。田植裁判の現段階は以上のとおりです。

